

## 利根町告示第43号

令和4年第2回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月10日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和4年5月20日

2. 招集の場所 利根町議会議場

### 3. 付議事件

- (1) 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- (2) 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (3) 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (4) 令和3年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について
- (5) 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
- (6) 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- (7) 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- (8) 令和4年度利根町一般会計補正予算（第1号）

令和4年第2回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	5. 20	金	本 会 議	開会 提出議案（説明・質疑・討論・採 決） 議案第32号～議案第39号 閉会	午前10時

令和4年第2回  
利根町議会臨時会会議録

令和4年5月20日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	青木正道君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	大越達也君
住 民 課	長	松永重生君
福 祉 課	長	三好則男君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
生 活 環 境 課	長	飯田喜紀君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越聖之君
建 設 課	長	中村敏明君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	中村寛之君

生涯学習課長 桜井保夫君  
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 宮本正裕  
書記 荒井裕二  
書記 辰尾尚美

1. 会議録署名議員

8番 井原正光君  
9番 五十嵐辰雄君

1. 議事日程

---

議事日程第1号

令和4年5月20日（金曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の件  
日程第3 議案第32号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第4 議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第5 議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第6 議案第35号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について  
日程第7 議案第36号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について  
日程第8 議案第37号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について  
日程第9 議案第38号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について  
日程第10 議案第39号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第32号
- 日程第4 議案第33号
- 日程第5 議案第34号
- 日程第6 議案第35号
- 日程第7 議案第36号
- 日程第8 議案第37号
- 日程第9 議案第38号
- 日程第10 議案第39号

---

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回利根町議会臨時会を開会いたします。

日程に入る前に、令和4年4月1日付で人事異動がありましたので、異動のあった執行部の課長を紹介いたします。

青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） 総務課長を拝命いたしました青木正道です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 政策企画課長を拝命いたしました布袋哲朗です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 防災危機管理課長を拝命いたしました亀谷英一です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 指導課長を拝命いたしました丹 晴幸です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） まち未来創造課長を拝命いたしました清水敬子です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 農業政策課長兼農業委員会事務局長を拝命いたしました大越聖之です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 保険年金課長兼国保診療所事務長を拝命いたしました松本浩睦です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 松永住民課長。

○住民課長（松永重生君） 住民課長を拝命いたしました松永重生です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 本谷会計課長。

○会計課長（本谷幸洋君） 会計課長を拝命しました本谷幸洋です。よろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載しております。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

8番 井原正光 議員

9番 五十嵐辰雄 議員

を指名いたします。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。本日ここに令和4年第2回利根町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは本日、私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の提出議案は、専決処分が7件、補正予算が1件、合計8件の御審議をお願いするものでございます。

議案第32号は利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第33号は利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第34号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第35号は令和3年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、議案第36号は令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について、議案第37号は令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、議案第38号は令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてで、いずれの議案も、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し、承認を求めます。

議案第39号は令和4年度利根町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ7,795万9,000円を追加し、総額を62億9,135万6,000円とするものでございます。本案は新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算であり、4回目のワクチン接種及び地方創生臨時交付金に関する事業費について計上しております。

以上、議案の概要について御説明いたしました。詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第3、議案第32号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

大越税務課長。

〔税務課長大越達也君登壇〕

○税務課長（大越達也君） それでは、議案第32号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことから、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、まず、個人住民税関係では、所得税における住宅

ローン控除の特例措置見直しに併せて、個人住民税の適用期限を令和20年度まで延長するとともに、控除限度額を最高9万7,500円に引き下げるものがございます。

次に、固定資産税関係では、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行では5%とするところ、その半分の2.5%とするものがございます。

そのほか、法令の改正に伴う条項のずれ及び字句等を整理するものがございます。

今回の条例改正は、第1条から第2条まで2条立てとなっております。

それでは、参考資料2の新旧対照表、第1条による改正の1ページ目を御覧ください。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料に関する規定で、証明書を交付する際、登記所に対し、DVの支援を求めた者の住所が証明書に含まれる場合は、新たに住所に代わる事項の記載がされた証明書を交付することとなり、その証明書の手数料についても300円とするものがございます。

第33条及び4ページの第34条の9は、住民税の所得割の課税標準及び配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、第4項は上場株式の配当等所得、第6項は上場株式の譲渡所得でございます。

現行では、この所得に関し申告不要、確定申告における総合課税または分離課税方式を納税者は選択できますが、所得の課税方式は、現在、所得税と個人住民税において異なる課税方式を行っていることから、公平性の観点からも、課税方式を所得税と一致するよう規定の整備を行うものがございます。また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件につきましても、所得税と一致するよう規定の整備を行うものがございます。

戻りまして、3ページをお願いいたします。

第34条の7は、寄附金税額控除に関する規定で、旧民法法人の移行登記が終了し、移行後7年間は寄附金税額控除の適用対象法人とされておりましたが、対象の期間が到来したことにより、寄附金税額控除の適用対象法人から外れるものがございます。

5ページをお願いします。

第36条の2、6ページの第36条の3の2、7ページの第36条の3の3は、町民税の申告、給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、個人住民税の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金には、個人住民税における他の所得控除と同様、退職手当を含まない合計所得額を用いる規定を明確化するものです。また、給与所得者または公的年金等受給者が退職手当に係る所得を有し、配偶者及び扶養親族を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者、扶養親族の氏名を記載する規定の整備を行うものがございます。

なお、確定申告における個人住民税に係る付記事項についても、退職手当等を有する一



定の配偶者等の氏名についても記載する規定の整備を行うものでございます。

8 ページをお願いします。

第48条は、法人町民税の申告納付に関する規定で、法令の改正に伴い引用する条項を整理するものでございます。

9 ページをお願いします。

第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務に関する規定で、退職手当等の納入の際の使用の様式について、新たに総務大臣が定めた様式を加えるものでございます。

第73条の2、10ページの第73条の3は、固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明書の手数料に関する規定で、第18条の4の納税証明書の交付手数料に関する改正と同様、固定資産税課税台帳の閲覧及び記載事項証明書を交付する際、DV被害者等の支援のため、登記簿上の住所が含まれる場合は、新たに住所に代わる事項の記載がされた証明書を交付することとなり、その証明書の手数料についても300円とするものでございます。

附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、住宅ローン控除の適用期限を令和20年度分の個人住民税に、また、居住年も令和7年まで延長するものでございます。

なお、この措置における個人住民税の減収分については、全額国費から補填されるものとなっております。

11ページをお願いします。

附則第10条の2は、地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例についての規定で、法令の改正に伴い、引用する条項を整理するものでございます。また、新たに第17項として、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税は、指定後3年間、課税標準を3分の2とする規定を加えるものでございます。

13ページをお願いします。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受ける申告に関する規定で、省エネ改修工事を行った固定資産税の減額措置について、これまでの熱の損失防止工事だけではなく、高効率給湯器などの工事もその対象となり、対象となる工事等が拡充されたことから、字句を改めるものでございます。

14ページをお願いします。

附則第12条は、宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例に関する規定で、土地に係る負担調整措置について激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を現行では5%とするところ、その半分の2.5%とするものでございます。

15ページをお願いします。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等の町民税の課税の特例に関する規定で、本則第33条、第34条の9の改正と同じく、特定配当等のうち、特定上場株式等の配当や譲

渡所得については申告不要や分離課税のいずれかを選択できるとされており、これまで確定申告書の提出後に町の申告書が提出された場合には、納税義務者の意思を勘案し町の申告書を基に課税できるとされた規定を、所得税と住民税の課税方式を一致する整備を行うものでございます。

16ページをお願いします。

附則第17条の2は、住宅地造成等の土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、平成21年及び平成22年中に個人が取得した土地を譲渡した場合の課税の特例期限が到来したことから、規定を削除するものでございます。

附則第20条の2、18ページの第20条の3は、特例適用配当等と条約適用配当等における町民税の課税の特例に関する規定で、国家間でなく、日本の民間と他国の民間の間で締結している国における特例適用配当等並びに国家間で租税条約を締結している国との条約適用配当等につきましても、申告不要や分離課税等のいずれかを選択できるとされておりますが、附則第16条の3の改正同様、所得税と個人住民税において異なる課税方式を行っていることから、所得税と一致するよう規定の整備を行うものでございます。

20ページをお願いします。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例に関する規定で、特例適用期限が終了したことから、条を削除するものでございます。

第1条による改正は以上でございます。

次に、参考資料3の新旧対照表（第2条による改正）の1ページ目を御覧ください。

これは、令和3年条例第9号の利根町税等条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

第36条の3の3の改正規定については、法改正に伴い文言を改めるものでございます。また、附則第2条の町民税の経過措置の改正規定については、改正条例後の個人住民税に関する部分としていたものを、第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項を対象とし、経過措置を改めるものでございます。

2ページから5ページにかけましては、各条文の施行日と経過措置の規定になります。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 何点かお聞きいたします。

まず、18条関係と第73条の2の関係の証明書の住所に代わる事項の記載についてですが、これは先ほど、前住所とか何とか言ったかと思うのですが、そのほかに何かそれに代わる事項の記載というのはあるのかどうなのか。

それから、戸籍のほうとも関係していると思うんだけど、その辺の秘密漏えいとか、

そういうのはあり得るのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、36条の3、7ページなんだけれども、特定配偶者について説明していただけますか。

それから、9ページ、今言った住所に代わる事項、これはいいとして、その次に、13ページの熱損失防止改修等住宅、これについて床面積とかいろいろ細かい決まりがあると思うけれども、この辺説明いただけますか。大変住民にも関係することですし、税務課でも、今後こういう工事が施工されていくとこの減免について納税者に知らせる必要があると思うので、御説明してください。

○議長（新井邦弘君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目の住所に代わる証明ということですが、登記法の改正によりまして、法務局から町のほうへ通知が来るときに住所に代わる事項を記載するということになっておりまして、具体的な様式等についてはまだ届いておりません。

それと、省エネ改修工事ということで、今までは断熱等が対象となっていたと思いますが、今回の改正によりまして、平成26年4月1日以降に建築された住宅であること、それと家屋の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下、それと併用住宅の場合、居住用面積が全体の2分の1以上であることということで、以前、窓の改修工事ですとか、こちらは必須ですけれども、それに併せて天井、壁、床いずれかの断熱改修工事、それと改修をした当該部位が新たに省エネ基準に適合することということで、その他の工事ということで太陽光発電設備工事ですとか高効率空調機設置工事、こちらが該当になるということでございます。

次に、特定配偶者ということですが、様式のほうにそちらの欄が加わったということでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、床面積等についてお話があったかと思いますが、これは工事費等も絡んでくるんですかね。それと、このチェックというのは、税務課で新築住宅と同じように点数表か何かを持って行ってチェックするのですか。その辺お聞きします。

○議長（新井邦弘君） 大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） 補助金と自己負担額が1戸当たり60万円超、それに二つの要件ということで、断熱改修に係る工事費が60万円超、断熱改修に係る工事費が50万円超であって、その他の工事費と合わせて60万円超となる場合に該当するということでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） だから、そういう工事の内容は税務課でチェックするのかな

のかと、点数表に基づいてチェックするのかなどなのか、それをお聞きしました。

もう一つは、税の減額は毎年ずっと続くものなのかどうか、単年度限りなのか、その辺もお答えください。

○議長（新井邦弘君） 大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） 減額の対象となる年は、翌年度1年ということでございます。

それと、周知ですけれども、本来専決処分ということで4月1日から適用になっていると思いますが、広報等でお知らせしたいと思います。新築住宅の場合には、町のほうで、資産税のほうで住宅のほうへお伺いするのですが、住宅の改修となると税務課のほうには情報が上がってきませんので、ホームページ等でお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑はありますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第32号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

本案を承認することについて、ボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第32号は承認することに決定しました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第4、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

大越税務課長。

〔税務課長大越達也君登壇〕

○税務課長（大越達也君） 続きまして、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことから、都市計画税条例につきましても一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます

それでは、参考資料2の新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

改正については、附則のみの改正となります。

附則第2項から第4項は地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例についての規定で、法令の改正に伴い引用する条項を整理するものでございます。また、新たに第5項として、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税につきましても、税条例の改正同様、指定後3年間、課税標準を3分の2とする規定を加え、現行の各項を繰り下げるものでございます。

2ページをお願いします。

附則第6項から5ページの第15項までの改正については都市計画税の特例に関する規定で、税条例の改正と同じく、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行では5%とするところ、その半分の2.5%とする措置を講ずるものでございます。

その他の改正につきましては、法令の改正に伴う引用する条項を改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日は令和4年4月1日より施行し、経過措置として、改正後の都市計画条例は令和4年度以降の年度分に適用するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 1点だけお聞きしたいのですが、先ほど承認された条例の中での省エネ関係は、この都市計画税とは全然関係ない、適用されないということでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） すみません、今、確認が取れませんので、後ほど説明させていただきます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて、ボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第33号は承認することに決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5，議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし，補足説明を求めます。

松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について，補足して御説明いたします。

こちらは，地方自治法第179条第1項の規定により，専決処分書のとおり令和4年3月31日付で専決処分したので，同条第3項の規定により，報告し，承認を求めるものでございます。

参考資料1をお願いいたします。

今回の改正理由は，地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されることに伴い，国民健康保険税の賦課限度額を改める必要があるため，改正したものでございます。

次に，改正の内容について御説明いたします。

参考資料2の新旧対照表にて御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第2条の課税額の改正につきましては，第2項は基礎課税額の賦課限度額を「63万円」から「65万円」に改め，第3項は後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「19万円」から「20万円」に改めるものでございます。

第21条の国民健康保険税の減額の改正につきましては，2 ページを御覧ください。

基礎課税額の減額後の賦課限度額を「63万円」から「65万円」に改め，後期高齢者支援金等課税額の減額後の賦課限度額を「19万円」から「20万円」に改めるものと，この改正以外のア及びイをアに，ウ及びエをイに，オ及びカをウに改めるものは，昨年12月の議会で提案しました条例改正で，基礎課税額，後期高齢者支援金等課税額，介護納付金課税額のそれぞれ世帯平等割額の廃止に伴い，21条各号の中のアからカまでの規定が繰り上がり，アからウに改正したことにより修正するものでございます。

附則第2項は，公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定しているもので，第21条第1項の規定の一部の用語を入れ替える読替規定でありますので，第1項の読替規定で「同条中」を「同項中」に字句を改めるものでございます。

3 ページを御覧ください。

附則といたしまして，第1項の施行期日は，この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項の適用区分は、改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

本案を承認することについて、ボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第34号は承認することに決定いたしました。

ここで、大越税務課長より発言を求められております。

大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） すみません、先ほどの省エネ住宅の減額のこと、都市計画税には該当しないのかという御質疑でしたが、申告のほうがあくまでも固定資産税減額申告書ということで、それに対して住民票と増改築等の工事証明書を添付書類で申告するというので、固定資産税の特例ということになります。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第6、議案第35号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第35号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

この予算でございますが、歳入におきましては年度末に各種交付金や補助金等が確定したこと、また、歳出におきましては事業費の確定に伴いまして補正予算措置を年度内に行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告するとともに承認を求め

るため、提案するものでございます。

5 ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。

1, 追加で、款3民生費, 項2児童福祉費, 事業名が子育て世帯等臨時特別支援事業で371万9,000円の計上でございます。これは、事業期間が令和4年5月までとなっておりますので繰り越すものでございます。

次に、款4衛生費, 項1保健衛生費, 事業名が感染症予防対策事業（コロナ交付金）で132万7,000円の計上でございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大時に対応する自宅療養者等への生活支援物資の費用でございまして、令和4年度においてもこの事業を継続するため繰り越すものでございます。

2, 変更で、款3民生費, 項1社会福祉費, 事業名が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で215万1,000円を5,552万6,000円に変更するものでございます。これは、令和3年度事業費が確定したことにより、繰越額を増額するものでございます。

次に、款4衛生費, 項1保健衛生費, 事業名が感染症予防対策事業で5,245万4,000円を3,076万6,000円に変更するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種費追加接種に係る費用で、令和3年度事業費が確定したことにより、繰越額を減額するものでございます。

第3表債務負担行為補正でございます。

これは、債務負担の廃止を行うもので、住民情報システム機器賃借料が令和3年度中に半導体不足によりパソコンの調達ができなかったためでございます。

なお、この事業につきましては、改めて令和4年度の補正予算で計上するものでございます。

6 ページをお開き願います。

第4表地方債補正でございます。

1, 変更でございますが、起債の目的で過疎対策事業債につきましては、限度額3億7,900万円を3億7,120万円に減額するものでございます。こちらは事業費の確定に伴うものでございまして、内訳につきましては、歳入の款21町債, 目3過疎対策事業債で御説明いたします。

次に、2, 廃止でございますが、起債の目的で災害援護資金貸付債につきましては、災害援護資金の借入れの申込みがなかったため、廃止するものでございます。

10ページをお開き願います。

歳入でございますが、款1町税から11ページの款10地方交付税までは令和3年度の交付額確定によるものでございまして、款1町税, 目2軽自動車税（環境性能割）でございまして81万9,000円を減額するものでございます。

款2地方譲与税, 項1自動車重量譲与税でございまして2,305万6,000円を増額するもの



でございます。項2 地方揮発油譲与税は1,010万2,000円を増額するものでございます。項3 森林環境譲与税は3万2,000円を減額するものでございます。

款3 利子割交付金は3万3,000円を増額するものでございます。

款4 配当割交付金は353万4,000円を増額するものでございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金は519万7,000円を増額するものでございます。

11ページを御覧ください。

款6 法人事業税交付金は726万9,000円を増額するものでございます。

款7 地方消費税交付金は2,513万8,000円を増額するものでございます。

款8 自動車税環境性能割交付金は163万3,000円を減額するものでございます。

款9 地方特例交付金、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、747万5,000円を増額するものでございます。

款10 地方交付税は4,421万9,000円を増額するもので、特別交付税の確定によるものでございます。

款14 国庫支出金、目1 民生費国庫負担金は361万8,000円を増額するもので、これは、介護保険の低所得者保険料軽減負担金の交付額が決定したことによるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は712万8,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金237万1,000円の減額は、コロナ交付金対象事業の事業費確定によるものと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援）475万7,000円の減額は、支援対象として想定していた事業者からの申請が少なかったことによるものでございます。

12ページをお開き願います。

款15 県支出金、目1 民生費県負担金は180万9,000円を増額するもので、款14 国庫支出金、目1 民生費国庫負担金と同様、介護保険の低所得者保険料軽減負担金の交付額が決定したことによるものでございます。

款16 財産収入、目1 不動産売払収入は2,902万1,000円を増額するもので、押付地区河川防災ステーション及び加納新田の旧診療所跡地の町有地の売払収入でございます。

款17 寄附金、目2 総務費寄附金は270万3,000円を増額するものでございます。

なお、令和3年度のがんばる利根町応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、申込みベースで954件、総額2,070万3,000円となります。

款18 繰入金、目1 財政調整基金繰入金は1億5,183万6,000円の減額でございます。今回の補正で地方交付税等が増額となったことと、歳出の減額により、財政調整のための基金に繰り戻すものでございます。

次に、目4 がんばる利根町応援基金繰入金は12万円の減額で、高齢福祉の充実事業として、シルバーカー購入費補助金の額が確定したため繰り戻すものでございます。

次に、目5 利根町都市計画事業基金繰入金は83万8,000円の減額で、利根フレッシュタ

ウン北側雨水路改築工事の事業費の額が確定したため繰り戻すものでございます。

款20諸収入，目3雑入は56万7,000円を増額するもので，町が所有していた絵画の売払収入となります。

款21町債，目2民生債は170万円を減額するもので，第4表地方債補正の2，廃止で御説明しましたとおり，災害援護資金の貸付申込みがなかったことによるものでございます。

次に，目3過疎対策事業債は780万円を減額するもので，こちらも第4表地方債補正の1，変更の内容でございまして，消防設備整備事業は起債対象経費の確定によるもので10万円の減額，防災・安全社会資本整備交付金事業から，道路メンテナンス事業につきましては，いずれも事業費確定によるものでございまして，防災・安全社会資本整備交付金事業は130万円の増額，町道整備事業は840万円の減額，13ページ，文化センター整備事業は40万円の減額，道路メンテナンス事業は20万円の減額でございます。

14ページをお開き願います。

次に，歳出でございますが，款2総務費，目6企画費は321万5,000円を増額するもので，交通事業者への支援金の確定及び契約差金等による事業費の確定により，令和2年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の返還が生じたことによる増額でございます。

次に，目9行政事務改善費は，債務負担行為で説明させていただきましたが，令和3年度中に半導体不足によりパソコンの調達ができなかったため，2万5,000円を減額するものでございます。

款3民生費，目2老人福祉費は12万円を減額するもので，シルバーカー購入費補助金の確定によるものでございます。

次に，目5医療総務費は2万3,000円を減額するもので，国民健康保険事業勘定の事業費の確定によるものでございます。

15ページを御覧ください。

次に，目8介護保険費は723万7,000円を増額するもので，介護保険事業の事業費の確定によるものでございます。

項2児童福祉費，目1児童福祉総務費は140万1,000円を減額するもので，子育て世帯特別給付金（特例給付等）の確定によるものでございます。

項3災害救助費，目1災害救助費は170万円の減額で，災害援護資金貸付金の申込みがなかったことによるものでございます。

款4衛生費，目2予防費は，財源の組替えとなっております。

16ページをお開き願います。

款5農林水産業費，目6農村環境整備事業費は，こちらも財源の組替えとなっております。

款6商工費，目2商工振興費は515万円を減額するもので，利根町事業者支援一時金の

確定によるものでございます。

款7土木費，目2道路維持費は715万2,000円を減額するもので，道路工事事業の工事請負費及び17ページ，道路改良工事事業の委託料で，いずれも事業費の確定による減額でございます。

項3都市計画費，目3下水道費は83万8,000円を減額するもので，公共下水道事業の事業費の確定によるものでございます。

18ページをお開き願います。

款8消防費，目3消防施設費は，財源内訳の変更でございます。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費は24万2,000円を減額するもので，電子黒板購入費の確定によるものでございます。

項3中学校費，目1学校管理費は237万1,000円を減額するもので，こちらも電子黒板購入費の確定によるものでございます。

項4社会教育費，目2文化センター費は43万2,000円を減額するもので，文化センターエレベーター設計業務委託の事業費の確定によるものでございます。

19ページを御覧ください。

款10公債費，目1元金は4,000円を減額するもので，消防債の償還額の確定によるものでございます。

次に，目2利子は182万9,000円を減額するもので，土木債，教育債及び臨時財産対策債の償還額の確定によるものでございます。

款11諸支出金，目4がんばる利根町応援基金費は270万3,000円を増額するもので，寄附の申込みが増えたことにより，これを基金に積み立てるものでございます。

次に，目8森林環境譲与税基金費は3万3,000円を減額するもので，森林環境譲与税の交付額が確定したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず，5ページですが，先ほどの衛生費，保健衛生費の感染症予防対策費コロナ交付金で，自宅療養者分として，私の理解がちょっと足りないのかどうか分かりませんが，この132万7,000円について，令和4年度も継続するので繰越明許をするんだという説明，ちょっと意味が分からないので，繰越明許費と令和4年度も継続するという説明，その辺が理解できないので説明してください。

それから，歳入，いろいろ自動車譲与税，揮発油税等ありますけれども，多額の金が今回補正されていて，せつかく財源が来ても年度内に消化できないので，これいつ頃歳入決

定されているのか、その日にちを教えてください。大きい数字だけでいいです。特別交付税はいいです。

それから、歳出です。14ページ、一番上の企画費の321万5,000円、この返還金、せっかく使える金をなぜ返還するのか。そういった事案というか、事例がなかったのかどうなのか、その辺御説明してください。

それから、16ページの商工費の事業者支援一時金516万円、それなりの計画を立てて支援をしたのだらうと思うんだけど、減額される理由というのは利用者が少なかったのかどうなのか、それも含めて御説明ください。

それから、18ページ、教育費関係のG I G Aスクール関係、小中学校両方とも減額されているけれども、この備品等を予定した電子黒板、せっかく予定したものをなぜ購入しなかったのですか。御説明をいただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

まず初めに、狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

生活支援物資の繰越しの件でございますが、こちらにつきましては、令和3年度一般会計補正予算（第10号）で補正予算を計上させていただきました。この際、令和3年度の実施分のみではなく、まだ感染症が蔓延することを予想し、1月の臨時議会でしたので、3か月分ではなく、先を見通して予算を計上してございます。そのときの予定では、160セットを見込んでの予算計上でございました。実際、令和3年度までに配布した数が50セットになります。

現在、感染者の数自体は以前に比べれば減ってはいますがまだ終息はしておりませんので、令和4年度に関しても支援物資の支給が予想されますので、今年度も使うことで繰越しをさせていただいた経緯でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 地方譲与税の決定通知がいつ来ているのかということになりますが、自動車重量譲与税は3月23日、地方揮発油譲与税も3月23日、交付が3月31日となっております。通知が来るのがどうしても3月の議会には間に合いませんので、今回の専決で出させてもらっている状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、御質疑にお答えいたします。

コロナ対策の返還金につきましては、令和2年度分の事業が約五十数件あるわけですが、その不用額の積み上げという形になってございます。

ですので、返還金の事業につきましては、大きいものでいきますと、小中学校における国庫補助の町負担ということで補助金の裏の部分が充てられるわけですが、その分

の感染症対策の費用として不用になった分が約150万円ほどございます。そのほか、議会のタブレット導入をしたり、そういったものの契約差金が主なものになってございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 利用者が少なかった理由ということで、申請の条件といたしまして、平成3年8月から9月の売上げが20%以上減少している事業者という条件がありましたので、こちらのほうが要因となっているかと思われま。

○議長（新井邦弘君） 次に、中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 井原議員の質疑にお答えいたします。

小学校の電子黒板は、3台予定しておりました。3社より見積りをしていただき、平均価格を予定価格として3台を購入して、その差額がこの金額24万2,000円になります。

同じく、中学校費につきましても、14台購入しまして、こちらも3社の見積りの平均価格を予定価格に組んでおりまして、それで購入した結果、237万1,000円差額として残ったということになります。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 細かいことを聞くようですが、手元にあったら教えてください。歳入のほうの法人事業税の交付金、これは従業員数に応じて交付されるんだけど、毎年従業員者数が減ったり、増減して大変難しいと思うが、今年度はどのぐらいのパーセントになっていますか、この866万9,000円というのは。分かったら教えてください。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 予算編成の段階におきましては、交付金などについては県から示されている額を計上してございます。どうして増えたのかという、そこまでは今把握していません。あくまで予算は県から示された額を出しまして、いろいろ国のほうの税収の状況等もあるとは思いますが、それで上がってきたものを今回補正させていただいてところで、中の詳細については現在把握していないので、申し訳ございません。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） 歳入で、12ページの款20諸収入、雑入で56万7,000円、町有絵画売払収入、これについて説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） この町有絵画ですが、平成2年にレプリカの絵画を175点買ってございまして、そちらの活用につきまして、町の中でずっと倉庫に寝ている状態だったので、庁内で利用をしてもらうところを募集しまして、行政の中では12点ほど利用しましょうということになりまして、残った分については、ずっと倉庫に置いてもしようがないので、そちらについて今回販売ということになってございます。売出し数は163点ござ

いました。売却が115点ございまして、その金額が56万7,719円ということで今回計上して  
ございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第35号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につ  
いてを採決します。

本案を承認することについて、ボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第35号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時20分とします。

午前11時10分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第7、議案第36号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計  
補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

松本保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 議案第36号 令和3年度利根町国民  
健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について、補足して御説明いたします。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分い  
たしましたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正でございます。

こちらは、債務負担の廃止を行うもので、令和3年度中に半導体不足によりパソコンな  
どのリース機器が調達できなかったためでございます。

なお、この事業につきましては、改めて令和4年度の補正予算で計上するものでござい  
ます。

続きまして、7ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3職員給与費等繰入金を2万3,000円減額するもので、歳出で充当いたしますコンピューター機器及びシステム使用料の減額に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13使用料及び賃借料を2万3,000円減額するもので、国民健康保険事業事務で使用しているコンピューター機器の賃借料で、令和4年2月から新しくリースする予定であった機器が半導体不足で納品が間に合わなかったため、2月、3月分の賃借料を減額するものです。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第36号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてを採決します。

本案を承認することについて、ボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第36号は承認することに決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第8、議案第37号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第37号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

歳入でございますが、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金で83万8,000円の減額補正でございます。これは、雨水路改築工事費が確定したことによる減額でございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道維持管理費で83万8,000円の減額補正でございます。これは、雨水の改築工事費が確定したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第37号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決します。

本案を承認することについて、ボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第37号は承認することに決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第9、議案第38号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第38号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金は7万円を増額するものです。こちらは、説明欄の特別調整交付金で、災害等による介護保険料の減免措置を行った際に市町村に対して交付され、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対する介護保険料の減免措置による減収分について交付されるものです。

次に、目7介護保険災害等臨時特例補助金は15万8,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症に関わる第1号介護保険料の減免措置を行った市町村に対して補助され、



その額の確定によるものです。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目5低所得者保険料軽減繰入金で723万7,000円を増額するものです。こちらは、低所得者における第1段階から第3段階までの保険料の軽減対象者の軽減分につきまして、軽減対象者数の確定に伴い国及び県の負担金が決定しましたので、町負担分も合わせてその増額分を一般会計から繰入れするものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金で746万5,000円を減額するもので、歳入の増額計上により繰入れが不用となった額について基金へ繰り戻すものでございます。

なお、これらの交付金及び補助金の決定が2月の中旬以降でございましたので、3月の補正予算計上には間に合わず、専決処分にて計上させていただきました。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 1点だけ。今、説明あった災害等の臨時特例補助金ですけれども、これは第1号被保険者についてなのですか。

それと、段階別が幾つか利根町で設けられていますけれども、この補助金というのは全額なのか、何分の1とか決められているのか、その辺も分かったら。それから、人数も分かったらお願いします。

○議長（新井邦弘君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、災害等の補助金でございますが、こちら対象者6名分でございます。

それと、第1段階からということでございましたが、こちらにつきましては低所得者保険料軽減となっておりますので、そちらの対象者は第1段階から第3段階までございまして、第1段階が853人、第2段階が441人、第3段階が361人、合わせまして合計1,655人となっております。

○議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第38号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを採決します。

本案を承認することについて、ボタンにより投票してください。  
それでは、投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第38号は承認することに決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第10、議案第39号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第39号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る費用及び小中学校の感染症対策等を講じる取組、児童生徒の学びの保障をするための費用の計上になります。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款14国庫支出金、目2衛生費国庫負担金は3,408万円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン4回目接種の個別予防接種、集団予防接種をするための負担金の計上でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は4,592万4,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じて新しい生活様式等への対応を図りながら、きめ細かに必要な事業を実施するための交付金の計上でございます。

次に、目3衛生費国庫補助金は1,931万8,000円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン4回目接種の事務事業の体制を確保するための補助金の計上でございます。

次に、目7教育費国庫補助金は202万5,000円を増額するもので、小学校費補助金においては135万円、中学校費補助金においては67万5,000円の増額で、小中学校の感染症対策のための消耗品、備品を購入するための補助金の計上でございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は292万5,000円を減額するもので、今回の補正予算の財源調整による余剰金を基金に繰戻しするものでございます。

款20諸収入、目3雑入は2,046万3,000円を減額するもので、小中学校の児童生徒の6月から12月分の給食費を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応するため減額するものでございます。

7 ページを御覧ください。

歳出でございます。

なお、今回の補正予算につきましては、当初予算で計上している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用される事業につきましては、説明欄に記載はございませんが、一般財源から国庫支出金への組替えを行っております。

それでは、款2 総務費，目5 財産管理費は200万3,000円を増額するもので、庁舎管理（コロナ交付金）で、感染症対策のための自動石けんディスペンサー，手指消毒用アルコール，手袋などの物品購入費用及び庁舎における感染症対策等備品として対話型拡声機39個の購入費用の計上でございます。

次に、目9 行政事務改善費は1,214万6,000円を増額するもので、電子自治体推進事業（コロナ交付金）で、感染症拡大における分散勤務体制下においても、庁議，各種会議等庁内の意思決定機能の維持を図るため，各課等の長にタブレットパソコンを配備するため，30台を購入し，システムの設定をする費用の計上でございます。

款3 民生費，目2 老人福祉費は500万円を増額するもので，高齢者世帯エアコン購入費助成事業（コロナ交付金）は，感染症の影響により在宅で過ごす高齢者の熱中症事故を防ぐため，町民税非課税の高齢者世帯に対して，エアコンの購入費及び設置に要する費用の一部として5万円を限度に助成する補助金の計上でございます。また，高齢者等買物弱者移動販売事業につきまして，臨時交付金の対象にしたので，財源の組替えを行っております。

目9 保健福祉センター費は，財源の組替えで，新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用でございます。

8 ページをお開き願います。

款4 衛生費，目1 保健衛生総務費も，財源の組替えで，新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用でございます。

次に、目2 予防費は5,340万3,000円を増額するもので，感染症予防対策事業は，新型コロナウイルス4回目接種のための個別予防接種の委託料，集団予防接種をするための医師，看護師への報償費と4回目の接種の事務事業の体制を確保するための時間外勤務手当，接種券の作成費用，郵送料，ワクチン接種に係るコールセンター運営及びネットワーク設定の委託料やパソコンの賃借料の計上でございます。また，新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用につきましては，臨時交付金の対象としたので，財源の組替えを行っております。

9 ページを御覧ください。

款9 教育費，目2 事務局費は135万7,000円を増額するもので，学校給食運営事業（コロナ交付金）は，町外学校に就学する児童生徒や給食の提供を受けていない児童生徒へ，町内児童生徒の減額と同額を助成する補助金の計上でございます。また，歳入の款20 諸収入，

目3 雑入で御説明しました小中学校の児童生徒の給食費の減免を6月から12月まで行うこと及び小学校で利用している健康観察アプリ「LEBER」の利用料について臨時交付金の対象にするため、財源組替えを行っております。

項2 小学校費、目1 学校管理費は270万円を増額するもので、学校保健特別対策事業（コロナ交付金）は、町内の小学校における感染症対策のための消耗品及び空気清浄機、サーモグラフィカメラなどの備品購入費を計上するものでございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費は135万円を増額するもので、学校保健特別対策事業（コロナ交付金）は、小学校と同様に、感染症対策のための消耗品及び空気清浄機、パーティションなどの備品購入費を計上するものでございます。

10ページをお開き願います。

項4 社会教育費、目2 文化センター費から目9 コミュニティセンター費は、新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用につきまして臨時交付金の対象にしたので、財源の組替えを行っております。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費も、新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用につきまして臨時交付金の対象にしたので、財源の組替えを行っております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石山議員。

○6番（石山肖子君） 7ページでお願いいたします。総務費、総務管理費、財産管理費の庁舎管理（コロナ交付金）、こちらの2番目の備品購入費、庁舎における感染症対策等備品で対話型拡声機というものを購入されるということで、こちらのスペックといたしますか、機能を教えていただけますか。

○議長（新井邦弘君） 石山議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 議員御存じのとおり、現在、窓口におきましてはパーティション等で感染防止をしているところであります。それで、窓口でのお客さん対応におきまして、パーティションの影響でちょっと聞き取りづらいという話がありましたので、パーティションの内と外に対話型の機械を置きまして、話すと内側でも聞こえるようなものになってございます。パーティションの両側に音が出るような形の機械を買うことになってございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑はありませんか。

井原議員。

○8番（井原正光君） 歳出と歳入、関係するんだけど、歳入のほうの新型コロナウ

イルスワクチンの接種体制確保事業費、金額はさておいても、これは医療機関等に対しての国庫補助金も含まれているように私は理解していたんですよ。歳出のほうを見ると、8ページで、医師報酬と委託料の個別接種委託が別々に上がっているけれども、この医師等の謝礼は個別の接種委託の中には入っていないのですか。その辺がちょっと理解できないので説明してください。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の体制でございますが、接種費用に係る費用、町内、町外も含めまして、医療機関で接種していただく委託料に関しては、全てまとめて補助金として上げてございます。町が直接集団接種で実施する場合は、委託費とは別に医師報酬、看護師報酬として計上しております、これは医師報酬、看護師報酬、プラス、コールセンターの委託費、システム改修費などに含まれる計算になってございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第39号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（新井邦弘君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和4年第2回利根町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井 邦 弘

署 名 議 員 井 原 正 光

署 名 議 員 五十嵐 辰 雄